

ヘルスコープあぼし診療所通所リハビリテーション

運営規程

指定（介護予防）通所リハビリテーション

第1条 事業の目的

姫路医療生活協同組合が運営する（介護予防）通所リハビリテーションは、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、法令遵守と質の向上を目指し、福祉の増進を図る事を目的とする。

第2条 運営の方針

リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図ることを基本方針とする。事業所の従業員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行い、心身・生活機能の維持・向上を図るものとする。

退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施するために、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後のリハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容を把握する。

第3条 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	員数	職務内容
管理者 (管理者代行)	1名	当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う 従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行う
医師	1名以上	(介護予防)通所リハビリテーションの指示、その効果や評価、健康状態の把握
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2名以上	医師の指示及び(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の生活機能の向上又は回復・維持を図り、日常生活の自立に資するよう適切な通所リハビリテーションを実施する。
看護職員	1名	健康状態の把握、リハビリ等
介護職員	1名	レクリエーション、体操、リハビリ補助等

第4条 営業日及び営業時間

1) 営業日

月曜日～土曜日（土曜日は午前のみ）

年末年始（12月30日～1月3日）及び祝日、8月15日は休みとする。

2) サービス提供時間

(午前)

月曜日～土曜日 9時00分～12時30分

(午後)

月曜日～金曜日 13時00分～16時30分

*天災等によりサービス提供時間に変更になる場合がある。

第5条 利用定員

(午前) 25名

(午後) 25名

第6条 通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

1 (介護予防) 通所リハビリテーションの内容について

指定通所リハビリテーションは要介護、指定予防通所リハビリテーションは要支援と認定され、心身・生活機能低下の方に、(介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき、作業療法や理学療法、言語療法を実施し心身・生活機能の回復又は維持をはかる。

2 利用料その他の費用の額について

1) (介護予防) 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、(介護予防) 通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2) 介護保険給付対象とならない費用については実費を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の送迎費 ※別に定める料金表の通り

3) 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4) (介護予防) 通所リハビリテーションの提供開始に際し、あらかじめ、利用者又は、その家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び、金額に関し、事前に説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5) 法定代理受領サービスに該当しない(介護予防) 通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

3 個別サービス計画の提出に関する事項について

介護予防サービス計画及び居宅サービス計画を作成している、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者から(介護予防) 通所リハビリテーション計画の提出の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

第7条 通常の実施地域

姫路市の夢前川より西側の地域（但し、家島町、安富町、夢前町を除く）、太子町、たつの市（但し、新宮町を除く）

※上記実施地域以外は相談に応じる。

第8条 個人情報保護

1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報保護の業務を負いとする。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保護すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得てお

くものとする。

第9条 記録の整備に関する事項

事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、また（介護予防）通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第10条 緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者の病状に急変及び事故等、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族様・ヘルスコープあぼし診療所医師及び主治医・介護支援専門員等へ連絡及び対応を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第11条 非常災害対策

1 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う等非常災害対策を行う。

2 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

非常災害業務継続計画の策定と推進

非常災害業務継続計画の策定を行い委員会を組織し、発生時において利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図れるために、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施し、いざ非常災害発生時に行動できる運営を行う。

第12条 感染症の予防及びまん延防止のための対策（衛生管理等も含む）及び感染症業務継続計画の策定と推進

感染症の予防及びまん延防止のための対策（衛生管理等も含む）及び感染症業務継続計画を策定し、委員会を組織し、法定回数委員会を開催する。委員会にて感染症を未然に防止することや、感染症が発生した場合拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築し、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

第13条 虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止・身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じるものとする。

(1) 1回/6ヶ月、法人で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等の活用も行う）を開催→各事業体で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会
で周知・検討→各事業所で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会
で周知・検討し、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を法定数実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者・家族に説明し同意をもらう。定期的にモニタリングを実施し、身体的拘束等の必要性について検討を行い、適正な運営を図る。

- 4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを姫路市等に通報するものとする。

第14条 その他の重要事項

1 苦情に対する措置の概要

利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、迅速に対応する。

苦情の内容等を記録し、事業所にて共有し再発防止に努める。

- 2 この規程に定めるその他の運営に関する重要事項については、本事業所の管理者からの報告に基づき、姫路医療生活協同組合が決定する。

この規程は2014年10月1日をもって施行する。

平成27年4月1日改訂	平成28年12月1日改訂	平成29年4月1階改訂
平成30年1月1日改訂	令和2年8月1日改訂	令和3年11月1日改訂
令和6年4月1日改訂	令和6年11月1日改訂	令和7年5月1日改訂